

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



一般国道183号 道路改良事業（三次市十日市南）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

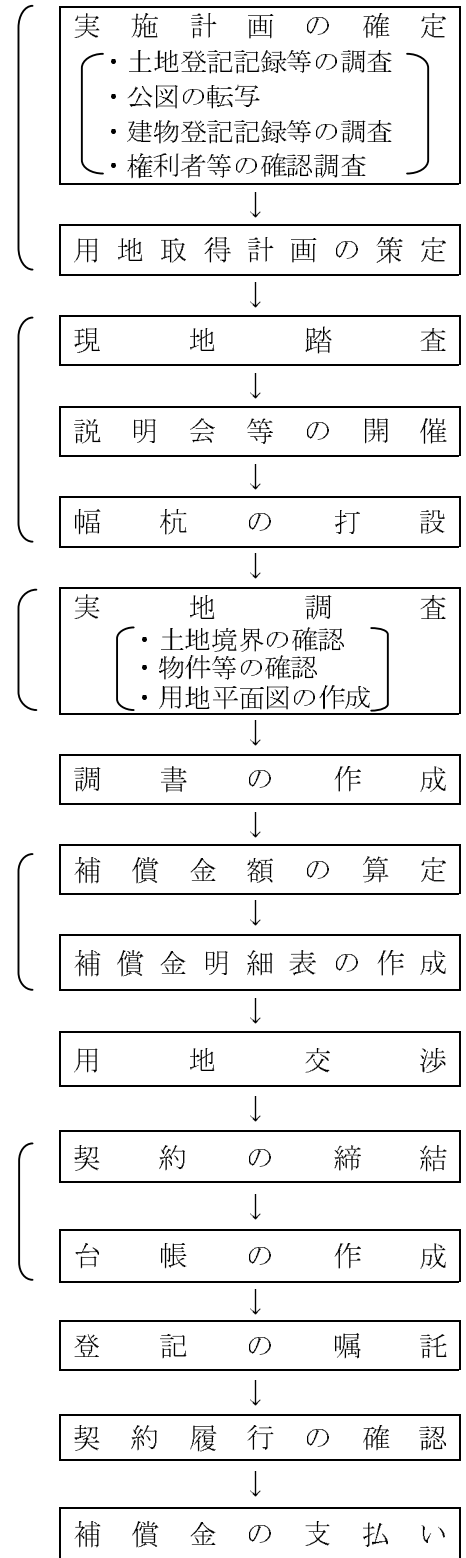
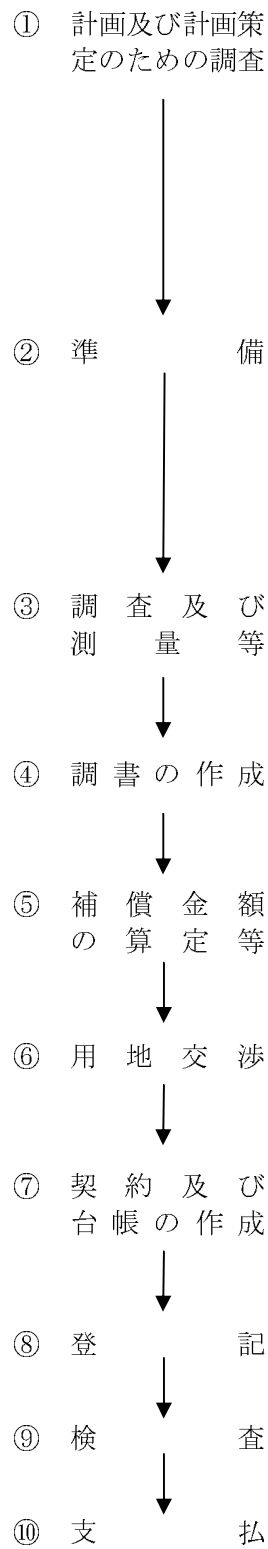
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

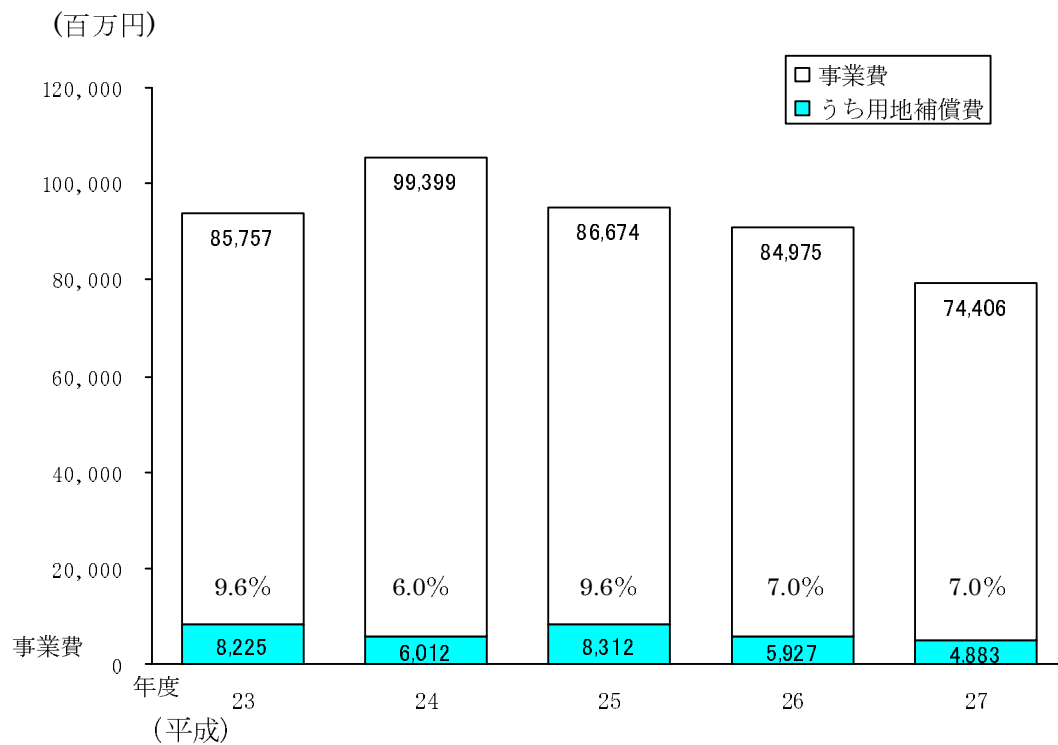
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計 (単位：千円)
		取得面積 (単位：㎡)	金額 (単位：千円)	物件件数(建物) (単位：件)	金額 (単位：千円)	
H23	371	756,791	2,877,848	813(150)	5,347,485	8,225,333
H24	348	422,773	1,745,477	640(131)	4,267,340	6,012,817
H25	367	445,266	2,438,935	753(142)	5,874,003	8,312,938
H26	371	531,406	1,714,199	694(106)	4,213,563	5,927,762
H27	347	344,365	1,628,586	651(93)	3,254,901	4,883,487

公共事業等（最終予算額）に占める用地補償費の推移



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

平成 27 年度における事業認定

大臣認定（起業者：広島県）

事業名	起業地	事業認定告示年月日
該当事業なし		

知事認定（起業者：市町等）

事業名	起業者	事業認定告示年月日
該当事業なし		

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

平成 27 年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

事業名	件数
該当事業なし	

第13章 建設業



広島港五日市地区五日市2号県営上屋新築工事

1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきた。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行ってきており、平成22年7月に庄原市で発生したゲリラ豪雨災害や、平成26年8月に広島市で発生した豪雨災害での対応において、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境に置かれており、かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っている。

また、建設産業は、高齢化が進み、若年者等の入職者も少ないことから、技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し、施工体制の弱体化などが懸念されている。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出ることが懸念されている。

本県では、「社会資本未来プラン」の関連計画として平成23年度に策定した「広島県建設産業ビジョン2011」及び「入札契約制度中期計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととした。

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上※の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150m²以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事)

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位: 者)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事許可業者	11,958	11,564	11,509	11,560	11,360
県内大臣許可業者	255	255	254	257	260
合 計	12,213	11,819	11,763	11,817	11,620

年間許可申請処理件数(知事許可)

(単位: 件)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新 規	433	494	380	517	482
業種追加	209	206	154	181	184
更 新	2,724	2,537	874	1,203	2,415
合 計	3,366	3,237	1,408	1,901	3,081

も、建設工事と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。平成28年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (平成28年3月31日 現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,206	142	395
県外	63	627	426
合計	2,269	769	821

(注)「県内」、「県外」については、建設工事は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導

(1) 指名業者の選定

県工事の発注に当たっては、指名業者等選定要綱に基づき、設計金額に対応したランク別発注を基本とし、それに技術的な適性、施工経験、技術者の状況などを総合的に勘案して選定している。

選考手続きは、すべての建設工事について公正・公平を確保するため、工事金額に応じて、地方機関、本庁各局等に指名業者等選考委員会を設けて、厳正に審査をしている。

(2) 建設業者の指導等

建設業者に対しては、パンフレットなどを作成して、一括下請けの禁止、施工体制台帳の提出、現場代理人等の常駐、技術者の適正配置、労働災害の防止の徹底及び建設業退職金共済制度等の福利厚生制度への加入促進などを図り、建設業法、建設工事執行規則、建設工事請負契約約款及びその他関係法令等の遵守についても指導している。

また、毎年、県内5箇所において建設業関係説明会を開催し、制度改正の内容や適正な事務の取扱い等について周知している。

6 入札・契約制度の改善

平成28年3月に「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」の実現に向けて、公共事業に係る市場環境整備を進めていくこととしている。

平成28年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については次のとおりである。

- ・ 社会保険等未加入対策の実施
- ・ 県内建設業者の合併の促進支援措置の継続
- ・ 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務に係る表彰制度の創設

7 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成27年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
平成 27	あつせん	0	0	0	0	0	0
	調停	2	2	4	3	1	4
	仲裁	0	0	0	0	0	0
	合計	2	2	4	3	1	4

8 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(平成 27 年度：6 件)

9 浄化槽工事業の届出・登録

昭和 60 年 10 月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
浄化槽工事業者	県内	133	130	122	92	83
	県外	2	2	2	1	1
	合計	135	132	124	93	84
特例浄化槽工事業者	県内	831	834	837	679	682
	県外	125	127	129	91	92
	合計	956	961	966	770	774

10 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成 12 年 5 月に制定され、平成 13 年 5 月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者(建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。)は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業者の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業者の登録業者数

(単位：者)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県内	116	115	120	117	137
県外	12	9	9	7	7
合計	128	124	129	124	144

11 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査(毎月 1 回)及び建設工事施工統計調査(年 1 回)を実施している。